



新型コロナウイルス感染症の影響によって、多くの事業者が今年の4月以降に売上が減少したため、8月末まで申請を受付けた地域企業継続支援事業費補助金により家賃を補助したところであるが、その後も売上が戻らない事業者が多いことから、要件を緩和した上で再度支援すると共に、感染症の影響が長期化していることから、感染対策支援の対象期間を延長するもの。

1. 地域中小企業家賃支援補助金 【県と共同施策：新規】

(1)事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した市内事業者を対象に家賃を補助するもの。本年8月まで申請を受付けた地域企業継続支援事業費補助金(家賃補助)との併給可。

■対象事業者

令和2年11月から令和3年1月までのいずれか一月の売上が前年同月比30%以上減少した市内で小売業、飲食・宿泊業、サービス業、運輸業を営む中小企業(個人事業主含む)。

■補助額

令和2年11月から令和3年2月までの連続する3か月間における、事業者が支払う家賃の2分の1。
ただし、一月当たりの上限額は10万円とする。

業種	資本金・出資金	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
飲食・宿泊業 サービス業	5,000万円以下	100人以下
運輸業	3億円以下	300人以下

中小企業の定義

(2)補正要求額

102,275千円（全額県補助）

■積算根拠

□補助金

地域企業経営継続支援事業費補助金（441件、67,850千円）×1.5＝地域中小企業家賃支援補助金（662件、101,775千円）

※県の試算では、要件を緩和することにより、地域企業経営継続支援事業費補助金の1.5倍に当たる件数になるとみている。

□賃借料

事務所賃借料：月額100千円×2か月＝200千円

※ツインモールプラザ東館3階

□委託料

事務所設置業務委託料：一式300千円

名称	地域企業経営継続支援事業費補助金	地域中小企業家賃支援補助金
申請期間	令和2年5月18日から8月31日まで	令和3年1月15日から2月26日まで
対象業種	小売業、飲食・宿泊業、サービス業	小売業、飲食・宿泊業、サービス業、運輸業
対象要件	・令和2年4月から8月までのいずれか一月の売上が前年同月比50%以上減少。 ・令和2年4月から8月までのいずれか3か月間の売上が前年同月比30%以上減少。	令和2年11月から令和3年1月までのいずれか一月の売上が前年同月比30%以上減少。

前回の家賃補助との主な相違点

(3)申請方法

令和3年1月15日から2月26日までに、申請書等必要書類を商業観光課へ郵送する。申請書は、市HPに掲載する他、北上商工会議所、市内商業施設、金融機関等に設置。

2. 地域企業感染症対策等支援補助金 【県と共同施策：拡充】

(1)事業概要

事業者が感染対策を目的としたマスク・消毒液等の消耗品の購入や、エアコン・空気清浄機等備品の購入等に対して、県補助(上限10万円)に市が更に上限10万円上乗せして支援しているが、感染症の影響が想定よりも長期化しており、感染対策を強化するために県が対象期間を本年12月末から来年1月末に延長したことから、市も同様とする。これにより、想定件数が多くなり、増額補正するもの。

現在予算額	申請額(R2.12.9現在)	補正要求額	補正後予算額
45,000千円	42,500千円	15,000千円	60,000千円

(2)補正要求額

15,000千円 ■積算根拠 100千円×150社